

令和4年4月教育委員会会議議事録

1 開催日時及び場所

令和4年4月1日（金） 午後 1時30分～午後 2時 25分
中土佐町庁舎3階 防災対策室

2 出席者

教育長	岡村 光幸
教育委員	1 番委員 濱田 貴代
	2 番委員 中沢 建夫
	3 番委員 高橋 雅人
	4 番委員 下村 麻衣子
事務局 前次長	今橋 順子
	次長 多田 昭介

3 議事録

開 会

（岡村教育長） ただいまより令和4年4月定例教育委員会を開催いたします。

日程第1 前回会議録の承認

（岡村教育長） 3月定例会の議事録について、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。
前回の会議録は承認ということよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

（岡村教育長） ありがとうございます。

日程第2 本会議録署名人の指名

（岡村教育長） 日程第2、本会議録の署名人の指名ですけれども、前回、濱田委員と高橋委員でしたので、今回、中沢委員と下村委員でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

（岡村教育長） それでは、今回の署名人を中沢委員と下村委員に指名いたします。
よろしく願いいたします。

日程第3 報告1 専決事項の報告について

（岡村教育長） 続きまして、日程第3、報告1、専決事項の報告について に移ります。
事務局お願いします。

(今橋前教育次長) 今日の進行は私のほうで進めさせていただきます。よろしくお願いいたしますします。

議案は2ページをお開きください。

報告の1、専決事項の報告は、中土佐町立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則及び中土佐町人権啓発センター処務規定の一部を改正する規定についてでございます。

両方の改正ともに、これまで所長という名称で規定をしておりましたが、役場内で所長の名称を保育園の所長と教育研究所の所長、その2つに限るように統一をはかることとなり、それに伴って、人権啓発センターと給食センターについてもセンター長に改めることとしました。本来でしたら、お諮りすべきところですが文言の修正に近いものですので、先に教育長の専決させていただき、専決事項として報告をさせていただくものです。中土佐町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第2項の規定に基づいて報告をさせていただきます。

以上です。

(岡村教育長) 今の説明ありましたけれども、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

日程第4 報告2 行事等の報告

日程第5 報告3 行事等予定

(岡村教育長) それでは、日程第4、報告2、行事等の報告並びに日程第5、報告3、行事等予定に移りたいと思います。

3ページをお開きください。

まず、行事等の報告ですけれども、3月2日に定例教育委員会、7日、町議会3月議会が開会しました。3月18日まで行いました。3月12日土曜日、町内中学校の卒業式がありました。

それから、3月12、14、大野見保育所おかまい保育ということにして、ここで大規模改修した新しい大野見保育所への引っ越し作業を行っております。

それから、3月15日、大野見保育所の新園舎での保育がスタートしております。

それから、3月23日、久礼小学校、上ノ加江小学校の卒業式がありました。

翌日、3月24日、大野見小学校の卒業式がありました。ご参列いただきました教育委員さんにはお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それから、4月1日本日、4月の定例教育委員会ということになっております。

それから、日程第5、4月、5月の行事等の予定ですけれども、本日この後に、管理職、校長、教頭、所長と教育委員の合同会を1階の会議室で行います。本会終了後、すぐに移動をお願いしたいと思います。

4月4日月曜日、教職員研修会が9時から10時半の予定で、これはリモートで行います。

参加したい方はぜひ参加していただきたいんですけれども、非常に短い時間にわざわざということになりますので、ここの判断は各自お願いをしたいと思います。

4月7日、町内の小中学校の入学式があります。今日、お手元に祝辞を準備させていただいておりますが、一度目を通していただいて、変更等ございましたらまたお願いをしたいと思いますし、入学生の数とところを括弧で赤ペン、手書きにしております。これは、そのとき、入学式の直前にもう一度ぜひご確認をお願いしたいと思います。時々4月に入って転出入があったりしますので、よろしくお願いします。

4月8日、中部管内教育関係者担当会、それから、定例保育所長会があります。この教育関係者担当者会につきましては、私と次長と研修指導員が参加する予定です。

それから、4月11日、高岡地区市町村教育委員会連合会の総会があります。これも教育委員5名と次長が参加する予定です。後で日程の確認をお願いします。

それから、4月13日、定例校長会、それから、市町村教育長会があります。

それから、4月15日、社会教育委員会、4月19日、全国学力・学習状況調査が町内小中学校で行われます。

4月20日、上ノ加江中学校跡地利用についての企業説明会があります。

4月22日、町村教育長会の総会、これは高知市であります。

それから、5月になりますけれども、全国町村教育長会が、今のところ開催予定となっております。開催の場合は、自分が参加する予定です。

それから、まだ決定ではありませんが、5月30日か31日に5月の定例教育委員会を開きたいと思います。ここも日程調整をお願いしたいと思います。

以上です。

ご質問等ございますでしょうか。

お願いします。

(高橋委員) 4月20日の上ノ加江中学校跡地利用についての企業説明会というのは、ぼんやりとしかイメージがつかないんですが、こういった方向で進んでいるんですか。

(岡村教育長) これは、企業のほうが来て、上ノ加江の現地で説明会をするということですよ。私もどんな説明会になるか、詳しいことは分からないんですけれども。

(高橋委員) 企業がどこということ、まだ確認できないということですか。

(岡村教育長) いや、企業はリングローです。

(今橋前教育次長) はい、リングローという会社です。中古のパソコンを回収して、それをリニューアルして、それをリユース、販売をするというのがメイン業務の会社です。その作業自体をこの上ノ加江中学校ですということではなく、その会社が行っている社会貢献的な事業として、「集学校」という事業を全国展開をしていると聞いています。

各県にその「集学校」というものをつくっていきたいという企業側のお考えがあり、高知県内で可能性がありますということで、うちの町が手を挙げたような状況です。そこに確定とかそういうことではまだありません。企業として廃校を事務所とし、地域の人がそこに来

て、パソコンを使ったコミュニティーの場を展開したいということなので、そういう企業側の考えをまず地元の住民の方に、関心のある方に聞いていただくという説明会になっています。企業がここを利用しますという形ではまだありません。

（高橋委員） それは当然ですけども。

（今橋前教育次長） 今はまだ休校ですので、もしそこがマッチをすれば、廃校の手續などを、当然踏んでいくわけですけども、地元の方がどういう感触なのかということもまだ私たちもあまり把握していないところですので、一旦はご説明いただいて、その上で、地域の方の意見を伺っていくことになります。

（高橋委員） 地元の方々、地域住民も集めての説明会という認識ですね。

（今橋前教育次長） はい、そうです。

（高橋委員） 分かりました、はい。

（今橋前教育次長） よろしいですか。

（高橋委員） はい。

（岡村教育長） よろしいですか。

そうしたら、すみません、一点言い抜けておりましたが、4月6日に地教連の監査があります。私と濱田委員が津野町に出向いて監査ということになっておりますので、お知らせください。

それでは、4月11日の地教連の総会ですけども、参加のほうはよろしいでしょうか。午後日程になります。

（下村委員） これ、場所はどこですか。

（岡村教育長） 須崎市の文化会館です。車は、委員会のワゴン車を次長の運転で。

（多田教育次長） 運転して行きます。

（下村委員） ちょっと持ち帰っていいですか。

（岡村教育長） 大丈夫です。大体は出席なんですけれども、時々欠席の方もおいでますので。ただ、新任の委員さんは紹介がありますので。

（下村委員） 分かりました。

（岡村教育長） それでは、日程を後で確認する方は、多田次長のほうに連絡をお願いします。

（今橋前教育次長） 大変申し訳ないですけども、お帰りになって、夕方お返事いただけますようお願いいたします。実は、今日が出欠の提出日となっておりますので。もし、明日にならないとということでしたら、それは結構ですので、可能であれば今日中にいただけるとありがたいです。

（下村委員） 分かりました。

（岡村教育長） すみません、名簿は全員分送りますので、出席にしておいて、当日やむを得ず欠席の方もおいでますので。

（濱田委員） 総会は。

(岡村教育長) もう部会総会はやらなくなりました。部会は、去年と同じように各担当の市町村で、第1回目にやる会を部会の総会という形で行うようになります。

(濱田委員) はい。

(岡村教育長) 部会があります。

(濱田委員) 支援部会とかいろいろ決めてましたよね。

(岡村教育長) どの部会に入るか、3つの部会がありますので。

(濱田委員) 決めておく必要はないですか。

(岡村教育長) 今年は、中土佐町は担当部会はありませんので、自由に選んでいただいて構いません。学校教育部会、それから教育支援部会、それと、人権社会教育部会、この3つです。

(中沢委員) 今、改めて決めるわけ、それぞれの委員が。

(岡村教育長) はい、シャッフルして、新しく。

(下村委員) そうですね。学校教育部会、うん、できればそうですね。

(岡村教育長) では、下村委員が学校教育部会。人権社会教育部会か教育支援部会。社会教育のほうは、人権とか社会教育全般。それから、教育支援部会は特別支援教育という、要は不登校の問題であったり、支援を要する家庭の問題であったりという部会です。学校教育は、一般的に学校、学力向上とかいろんな取組についての部会です。

(中沢委員) 人権社会教育部会で。

(岡村教育長) 中沢委員は、人権社会教育部会に。

(高橋委員) そうしたら、決まっていない部会に。

(岡村教育長) 学校教育と人権社会教育が入ったので、あとは教育支援部会。

(高橋委員) では、教育支援部会。

(岡村教育長) 濱田委員は。

(濱田委員) 私、どれでもいいですけども。

(岡村教育長) 後でにしますか。自分は、教育長としてどこか役割が入っていたので。

(濱田委員) 入らないといけませんよね。

(岡村教育長) はい。

(濱田委員) 重ならんように、分散したほうがいいでしょうね。

(岡村教育長) どこか1人になりますけれどもね、5人なので。学校教育か社会教育でお願いできれば。

(濱田委員) どちらでも。学校教育か人権。では、学校教育にしましょうか。

(岡村教育長) 分かりました。私が教育支援部会ね。ありがとうございました。

続いて、5月の定例教育委員会ですが、30日と31日、どちらのほうがよろしいでしょうか。

(今橋前教育次長) 月曜、火曜。両方都合悪かったら、もうちょっと手前はどうでしょう。

(下村委員) いや、構いません。できたら火曜日がいいです。

(岡村教育長) 火曜日、31日ですね。

大丈夫ですか。では、31日。時間は13時15分からということで。終わりはできるだけ1時間とか1時間半とか。2時間かからない程度でいきたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

確認として、以降、午後は13時、14時、15時、16時、その15分から開始ということで、事務局、よろしくお願いします。

それでは、日程第5までを終了します。

日程第6 議案第13号 中土佐町立小中学校文書管理規程の制定について

(岡村教育長) 次、日程第6、議案第13号 中土佐町立小中学校文書管理規程の制定について を議題といたします。

事務局、お願いします。

(今橋前教育次長) 4ページをお開きください。

規定を新たに制定する内容となっております。中身については、行政機関等に携わっていた方はお分かりかと思いますが、文書の管理や保存をしていくに当たっての基本的なことを定めた内容になっています。学校文書について規程となっていなかったもので、新たに、現実には行っていることを規定に定めたという形になっております。この件についてはぜひお認めをいただきたいと思います。

長いので、全部の説明は省略をさせていただきますので、8ページ、9ページ、10ページに保存年限の記載をしております。これも一般的な他の自治体に準拠したような形での年数となっておりますので、ご承諾をお願いいたします。規定の制定ですので、中土佐町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第1条第5項の規定に基づいて、教育委員会の議決を求めるものでございます。

よろしくお願いします。

(岡村教育長) 今、事務局から説明がありましたけれども、何かご質問等ございますか。

(「ありません」の声あり)

(岡村教育長) ありがとうございます。

それでは、議決に移ってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) では、議案第13号は原案どおり議決することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) ありがとうございます。

それでは、議案第13号は原案どおり議決されました。

日程第7 議案第14号 中土佐町学習用タブレット持ち帰り規程の制定について

(岡村教育長) 続いて、日程第7、議案第14号 中土佐町学習用タブレット持ち帰り規

程の制定について を議題といたします。

事務局、提案をお願いします。

(今橋前教育次長) 議案のほうは11ページですが、12ページをお開きください。

こちらについては、主なところを読み上げながらご説明させていただきたいと思います。
この規程は、中土佐町教育委員会が各学校に整備をしております学習用タブレットを児童生徒が家庭へ持ち帰ることについて、必要な事項を定める内容となっております。

対象は、2条にありますように在籍する児童生徒です。

対象機器は、1つがタブレット、もう一つが学習用モバイル、Wi-Fiルーターとなっております。

使用の範囲としては、家庭における学習での使用ということです。

使用時間については、小学生は午後9時まで、中学生は午後10時半までと規定をしております。

使用制限ですが、6条で、次の3つのどれかに該当したときには使用者についての使用を禁止するというので、1つ目が、先ほどの使用時間です。その使用範囲を逸脱して使用したことが明らかになったときです。2つ目が、使用目的、内容等が娯楽的要素のみであるとき、3つ目が、通常の使用範囲と考えられる容量を超えて使用したときとしております。

ルーターの家庭使用についてですが、小中学校に在籍をしている児童生徒で、経済的事情により必要な環境を整備することのできない家庭の児童生徒を対象に実施するものとし、ただし、家庭の状況変化等に緊急に貸出しが必要となる場合は、学校長の判断で対象とすることができるとしてしております。基本的に、家庭にそのネット環境のある人については必要ないわけですので、環境がない子どもにルーターを貸し出すという内容です。

次が、家庭使用申請ということで、ここからは事務的なことになっておりますけれども、あらかじめ申請を学校に提出をしていただくということで、学校は申込状況をまとめて、状況報告を教育長に報告をするとしております。

次が、ルーターの貸出し整理ということで、ルーターの家庭における使用のための貸出しは、原則として、先ほど申しました第3項に規定をする名簿を常備するとしておりますので、その名簿にある者に限って実施をする としています。

貸出しの必要性については、家庭学習内容等を考慮して、各学校で判断、実施するものとしております。

貸出しは、原則として先ほどの内容で必要と判断した日ごとです。毎日持って帰るという形ではなく、今日は家庭学習としてこれをやってくださいというときに貸出しを行う形としております。もう少しこれが進化をしていくと、常に持って帰るのが当たり前という状況にもなってくると思いますけれども、そのときにはまた規定の見直しをしていく必要はあろうと思いますが、初期の段階は、恐らく全学年が毎日という形にはならず、限られた使用になるうかと思っております。

その記録については、学校で整理、管理をしていくとしております。

次に、第10条で運用管理について、タブレットは常時過不足のない、把握が可能なよう各学級単位で管理を行っていただくということです。持ち帰りについても、各学校での判断、実施としております。

あとは、守っていただく遵守事項として第11条で、使用者は目的及び使用範囲を逸脱することがないように、本規程を守っていただくということと、次に、使用者は機器の汚損及び破損、紛失または盗難、置き忘れ等がないよう、取扱いには細心の注意を払うものとしております。

事故があった場合に、12条で、学校長はそういった事故等が判明した場合には、事故発生報告を教育長へ報告するものとしております。

その次のページが使用の申請書、状況報告書が次のページにあり、申込状況一覧が16ページ、事故発生報告書を17ページに記載をしております。

家庭のほうに持ち帰りそのものが実行できていくようになる見込みとしては、恐らく2学期ぐらいになっていくのかなというのが今の予測ですけれども、その手前で試行的にできるところから取り組んではいきたいと考えております。

遅くなっておりますけれども、この持ち帰りの規程について制定を新たに行うものですので、中土佐町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第1条第5項の規定に基づいて、教育委員会の議決を求めるものです。よろしくお願いいたします。

（岡村教育長） 今、事務局から説明がありましたけれども、ご質問等ございますでしょうか。

お願いします。

（下村委員） すみません、まず第6条ですけれども、この使用を禁止するということになっていますが、学習ツールを、言えば、禁止するということになると、その使用者は学習ができなくなりますよね。これについて、どういうふうにリカバーするのですか。もしこのタブレットが使えない状況に陥った場合。

（岡村教育長） 基本的に、その第6条の第2項を見ていただいたら分かるように、使用目的、内容等が娯楽的要素のみであるという、要するに、学習していたけれども、ちょっとゲームやってみたりとかというぐらいのところは注意とか、ここには規定していないですけども、何らかの指導を与えて、適正に使っていただくようにしていきたいと考えています。

（下村委員） 何回かの警告の後という感じですね。

（岡村教育長） そこは学校長の裁量の範囲にはしたいと思うんですけれども、なかなか子どもにそう言ったとしても、やっぱりWi-Fi使くと、割とスイスイいくようなゲームもたくさんあるので。それと、もう一つは脳科学などのゲームですよね、そういったものも、脳トレのゲームとかも一応認める方向では、こっちとしてはいきたいと思っています。だから、それが脳トレなのか、ただのゲームなのかというと非常に難しいし、川島隆太先生の講演会でも、ゲーム自体はすごく脳を活性化すると言っています。ただ、使用時間は1時間以上は逆効果になるとかという、そういうのもあるので、全て禁止というのはなかなか厳しい

かなという。

特に、どうしても宿題で使わんといかんのに、その時点で禁止するということが、それはまずないと考えています。そればかりやっていると、あるいは、いかがわしいサイトばかり入っていくとかなになると禁止も必要になってはくるかとは思いますが。

(下村委員) 使用時間そのものを切ることにはできないですか、タブレット上で。例えば、2時間を超えてという、もう電源が落ちる、アプリが落ちるというようなことが、携帯なら結構できますよね。

(岡村教育長) アプリ上、それができるのかどうか、ちょっとまだそこは検討してみますが、ただ、9時とかという時間制限、小学生はかけているし、それが9時5分になったから駄目という、そこまでは多分やらないとは思いますが。一定、ちょっと遊びというか、制限にも幅を設けてはいくとは思いますが。

(下村委員) 第9条の3番にある家庭使用(返却)ですけれども、例えば、学校にあまり来られない不登校の場合とか、そういう人への貸出しは想定されていますか。

(岡村教育長) はい。もちろんこどもセンターのあいあいルームとか、そういったところはちょっと早めにやろうかという話は担当としてしているところです。

(下村委員) あと、最後ですが、この機器の破損をした場合の補償というのは、保護者に求めるのでしょうか。

(岡村教育長) そもそもはリースなので、その会社がやってくれますけれども、故意に壊すと。不慮の、そういう想定していないような事故とかというのは、それはもちろん請求できないですけれども、何かけんかして投げつけて壊したとか、それはやっぱりちょっと、何らかの話し合いとかはあるとは思いますが、基本、何らかのそういう事故的なことによるものについては、特に。故意の場合ですね、特に。

(下村委員) 分かりました。ありがとうございます。

(濱田委員) タブレット利用は、小学生は全学年でしたかね。

(岡村教育長) タブレットは1人1台にはなりますけれども、ウィンドウズが入っている方は、それはなかなか持ち帰りには適さない。持ち帰りの分については、グーグルのほう。

(今橋前教育次長) クロムブックのほうで。

(岡村教育長) クロムブックの分は、クラウドに上げて、パソコンの中にいろんなデータとか、ちょっと貴重なものを保管するようなことがないんですね。全部クラウドへ上げるので。万が一紛失とか盗難に遭っても、その被害に遭う部分が非常に少なく済む。ところが、ウィンドウズ系のほうは本体へ保存したりしていますので、もしそれを紛失すると、すべてデータも盗まれるということになるので、そこはちょっと持ち帰りには適さないと思います。

だから、それが全部入れ替わるのにあと四、五年かかるのかな。ただ、7月には1人1台は達成できる見込みです。だから、持ち帰りはひょっとしたら共用のタブレットとか。ただ、IDとパスワードを一人一人設定していますので、持ち帰りといっても、自分のIDとパス

ワードで自分の部分だけに入れるので、それは可能だということです。

(下村委員) Wi-Fiのアクセスポイントは特にしぼりはないんですか。例えば、図書室で勉強したりとか、おばあちゃんち、おじいちゃんちでやったりとかというときに。

(今橋前教育次長) おじいちゃんち、おばあちゃんちはオーケーだと思います。

(下村委員) 町の図書室とかは。

(今橋前教育次長) 図書室はネット環境がありません。

(下村委員) Wi-Fi自体が。

(今橋前教育次長) はい。

(下村委員) 分かりました。

(今橋前教育次長) こどもセンターにいったら、ありになる可能性はあります。

(岡村教育長) そうですね。あそこは、さっき言った不登校とかの子どもも来るので。そのほかはございませんか。

さっき次長が説明したように、途中でまたいろんな変更をしたり、加えたりすることは必要じゃないかなとは思います。

それでは、ご質問ないようでしたら、議案14号の議決に移ってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) 議案第14号を原案どおり議決することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) ありがとうございます。

議案第14号は、原案どおり議決されました。

日程第8 議案第15号 中土佐町文化財保護審議会委員の任命について

(岡村教育長) 続いて、日程第8、議案第15号 中土佐町文化財保護審議会委員の任命について を議題といたします。

提案をお願いします。

(今橋前教育次長) はい。18ページをお開きください。

中土佐町文化財保護審議会委員の任期が昨日の3月31日で任期満了となっておりますので、ここに記載しております7名の方を任命することについて、中土佐町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第1条第11項の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。任期は2年間となっております。ご本人たちには内諾をいただいております。よろしくお願いいたします。

(岡村教育長) 今、説明ありましたが、文化財保護審議会委員の任命について、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第15号の議決に移りたいと思います。

原案どおり議決することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) ありがとうございます。

議案第15号は原案どおり議決いたしました。

日程第9 議案第16号 中土佐町スポーツ推進委員の任命について

(岡村教育長) 続いて、日程第9、議案第16号 中土佐町スポーツ推進委員の任命について を議題といたします。

提案をお願いします。

(今橋前教育次長) 19ページをお開きください。

こちらと同じく任期が3月31日となっておりますので、新たに2年間の任期で次の14名の方をそれぞれ任命することについて、中土佐町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第1条第11項の規定により、議決を求めるものでございます。

よろしくお願いいたします。

(岡村教育長) 今、事務局から説明がありましたけれども、スポーツ推進委員14名についてご質問等ございますでしょうか。

はい、お願いします。

(高橋委員) 1名新任の方で、大野見にお住まいの坂本さん、紹介いただければ。

(今橋前教育次長) はい。七面鳥飼育に関して地域おこし協力隊で見えている方です。今、1年がまるんだところだと思いますが、これまで、町のスポーツ振興監の松下昇平さんと共にシーズンスポーツクラブ事業などでのアシスタント的に活動もしていただいております。スポーツ推進委員として入っていただくことで、より社会体育の分野でもお力を貸していただけるのではないかとということで、今回お願いをしている次第です。

(高橋委員) 分かりました。

(岡村教育長) ありがとうございます。

そのほか。

お願いします。

(下村委員) 地域的に、矢井賀の人とかはいらっしゃらないんですかね。それは特に問題のない役割ですか。

(今橋前教育次長) 本当は各地区にいてほしいところですね。これまでは私と同年の人が推進委員としていらっしゃったんですけども、体調を崩されて、今回の任期の途中で退任をされています、去年の秋のときに。その後、やっていただける方が、残念ながら今、見つかっていないという状況です。

(下村委員) 分かりました。

(岡村教育長) お正月にやっている体育はじめなんかを、ほかのスポーツ推進委員さんとか、今おいでの中沢委員さんに手伝っていただいて、やっているところです。

ほかにご質問、お願いします。

(濱田委員) スポーツ推進委員と文化財保護審議会委員を見ていたんですけども、スポーツのほうは女性も入っていますけれども、文化財のほうは女性が1名もいないので、今後、今年度はもう承諾をされているので、それでいくと思うんですけども、ぜひ女性も入れていっていただきたいです。

(今橋前教育次長) そうですね。

(濱田委員) いたらいいなど。今後考えていってもらえたら。

(今橋前教育次長) 次の任命の調整の件は、多田次長、よろしくお願いいたします。

(多田教育次長) 頑張ります。

(今橋前教育次長) よろしくをお願いします。

(濱田委員) 岩本高志さんは・・・。

(今橋前教育次長) マキヤの跡取りさんです。

(岡村教育長) そのほか、ご質問よろしいでしょうか。

それでは、議案第16号を議決にしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) では、議案第16号を原案どおり議決することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) ありがとうございます。

では、議案第16号は原案どおり議決されました。

日程第10 その他

(岡村教育長) 続いて、日程第10、その他に移りたいと思います。

まず、(1) 議事録の修正について、お願いします。

(今橋前教育次長) 資料を添付するのを私がぬかってしまったんですけども、令和3年1月の定例教育委員会の中で、久礼小学校の大規模改修のことについて説明する中で、中土佐町の学校施設長寿命化計画が策定されたのが令和2年3月と、最初のときに言っているんですけども、その次、2回目に説明をしたときに、令和というべきところを平成と申し上げてしまっていました。発言を訂正させていただくとともに、議事録の記述も平成となっているものを令和に修正をさせていただきたく、ご了承をお願いしたいところです。よろしいですかね。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) それでは、発言と議事録の修正はよろしいということでもいいですね。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) ありがとうございます。

その次、(2) 令和4年度中土佐町職員人事について、お願いします。

(今橋前教育次長) 次のページ、21ページからが町の今回の4月の異動での人事となっております。教育委員会関係としては、22ページになっております。

教育委員会事務局では、会議に先立ってご挨拶させていただきました多田次長と、これまで保育係の係長を務めていただいていた尾崎がこどもセンターに異動になりましたので、その後任として河添が係長として着任しております。

あと、社会体育のほうで久保潤という新採2年目の職員がおりましたが、その者が建設課に異動となりましたので、後任としては久礼出身の南部陽生が着任しております。次が、山岡あやのという新採1年目の職員がいましたが、町民環境課に異動となりましたので、後任として鍋嶋僚汰。新採1年目で、上ノ加江出身の29歳の職員となっております。

あと、保育関係として、大野見保育所高橋朝子さんが退職され、後任の所長として黒原由美が着任しております。次に、久礼保育所の所長補佐としてこれまで勤めていただいた久保美香さんが退職をされましたので、後任は池田裕子となっています。

こどもセンターのほうは、これまで子育て支援センターで勤務をしておりました杉野沙織がこどもセンターへの異動となっております。

次に、これまで久礼保育所におりました池田祐人保育士が大野見保育所に異動となっております。

次が、同じく久礼保育所に勤務しておりました黒原未知がこどもセンターに着任しております。これまで上ノ加江保育所に勤務しておりました石山果南保育士が久礼保育所に異動となっております。

新採としては、大崎奈津乃が久礼保育所に着任となっています。大崎は、これまで子育て支援センターで会計年度任用職員として勤務をしていた職員です。

再任用としては、大野見保育所の調理員木村由佐美、上ノ加江保育所調理員として松本恵美、同じく再任用での任用となっています。

あと、任期満了ということで、保育所関係としては、先ほど申し上げた久礼保育所の副所長を務めていただいた久保美香さんと保育士を務めていただきました橋田富美さん、お二人とも41年とか42年間という長きにわたって勤務をされたということで、お見送りを昨日させていただきました。

教育委員会関係は以上となっております。よろしくお願いします。

(岡村教育長) またこの後、教育委員会事務局は管理職との合同会のときに自己紹介する予定ですので、よろしくお願いします。

その他の議題で、ほかに何かございますでしょうか。

(今橋前教育次長) 令和3年度の教育委員会の自己点検・評価は現在作成中でして、今日の日に関に私が間に合わせておりませんので、1週間以内にはお手元のほうにお送りしたいと思います。確認いただいて、ご意見等ございましたら、次の教育委員会のときにご意見をいただければと思います。それで了承いただいたら、6月議会に提出をするようになっております。そのスケジュールでお願いさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(岡村教育長) 自己点検・評価について、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

そのほか、議題ございますか。

ないようでしたら、以上で令和4年4月定例教育委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

上記は会議の次第を記したものであり、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 5月 31日

教育長 岡村 光幸
委員 中 沢 建夫
委員 下村 麻衣子